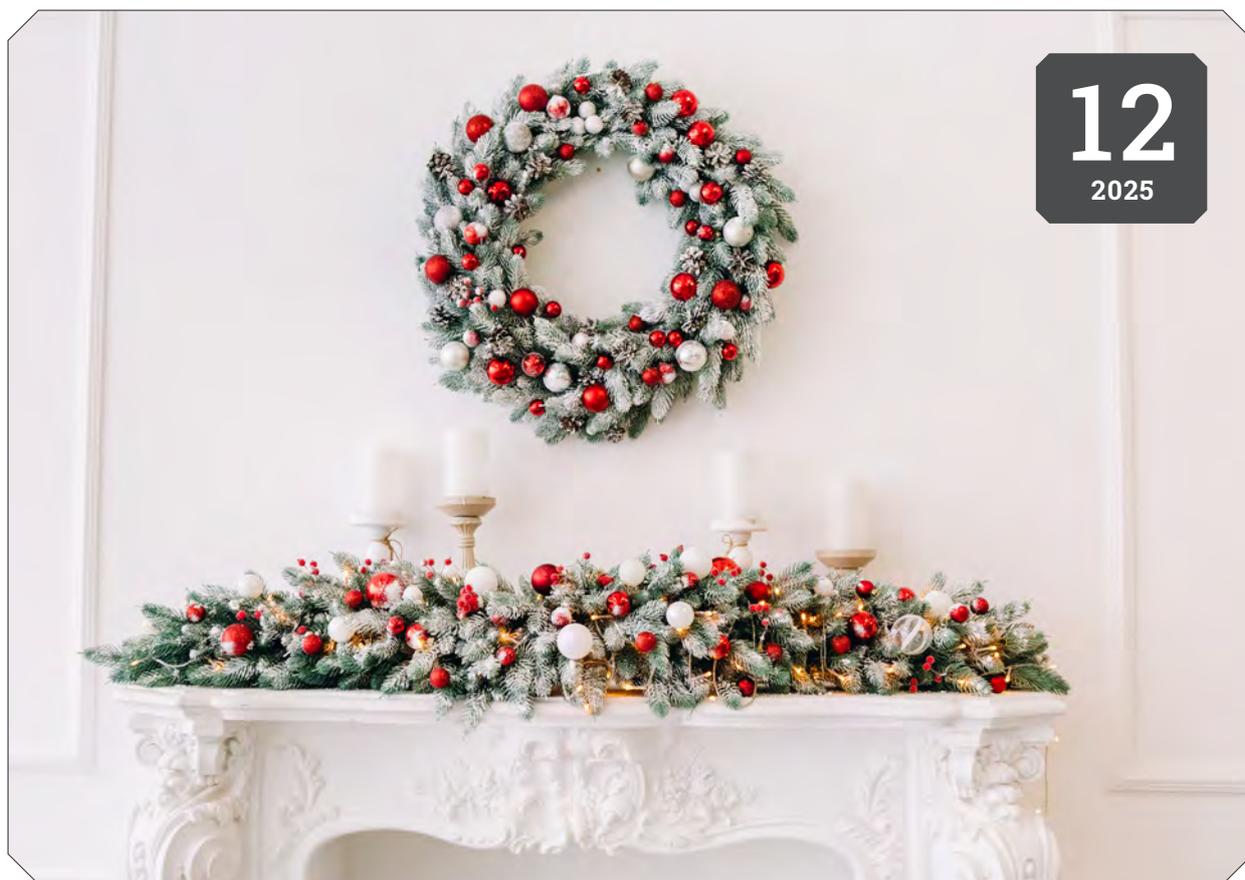


中村太郎税理士事務所

News letter



早いもので今年も残り少なくなりました。1年をきちんと振り返り、新しい年に臨みたいですね。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

contents

- ◆最新版！ 配偶者の年収と受けられる配偶者控除等の額の関係
- ◆インボイス発行事業者の登録をやめる手続き
- ◆2025年度の最低賃金
- ◆2024年の産業別年末賞与支給状況

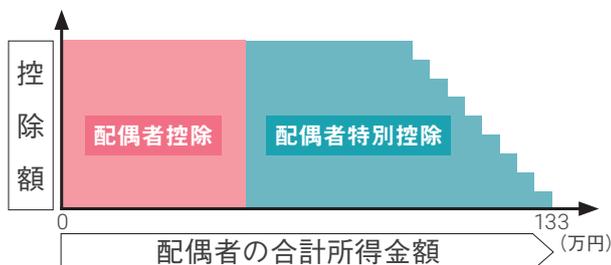
最新版！ 配偶者の年収と受けられる配偶者控除等の額の関係

年収の壁が引き上げられたとはいえ、様々な事情から就労調整を行う方は少なくありません。12月はパート職を中心に就労調整が最も行われる時期です。そこで今回は、配偶者や納税者の年収と受けられる配偶者控除等の額の関係について、令和7年度税制改正適用後の最新版で確認します。

配偶者控除等の適用

納税者本人の合計所得金額が1,000万円以下である場合に、生計を一にする一定の配偶者（法律上の妻あるいは夫）を扶養しているときは、その配偶者の合計所得金額が一定額以下の場合に、配偶者の合計所得金額に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられます。

[配偶者控除と配偶者特別控除のイメージ図]



改正による影響

令和7年度税制改正のうち、配偶者控除や配偶者特別控除に関係するものは、それぞれ適用するための配偶者の所得要件です。

	配偶者の所得要件（合計所得金額）	
	改正前	改正後
配偶者控除	48万円以下	58万円以下
配偶者特別控除	48万円超 133万円以下	58万円超 133万円以下

最新版の一覧表

上記所得要件改正後の最新版を、下表に示しました。収入が給与のみの場合、給与所得控除額の改正の影響もあります。年収をベースに控除額を確認する場合は、ご注意ください。

[配偶者控除・配偶者特別控除の控除額一覧表]

(単位：万円)

配偶者の合計所得金額 (給与収入のみの場合の年収)		58 (123) 以下	95 (160) 以下	100 (165) 以下	105 (170) 以下	110 (175) 以下	115 (180) 以下	120 (185) 以下	125 (190) 以下	130 (197) 以下	133 (201) 以下
納税者の 合計所得金額 (給与収入の みの場合の 年収)	900 (1,095) ^{※1} 以下	38 (48) ^{※2}	38	36	31	26	21	16	11	6	3
	950 (1,145) ^{※1} 以下	26 (32) ^{※2}	26	24	21	18	14	11	8	4	2
	1,000 (1,195) ^{※1} 以下	13 (16) ^{※2}	13	12	11	9	7	6	4	2	1
所得控除の種類		配偶者控除	配偶者特別控除								

※1 所得金額調整控除の適用がある場合は、()内の金額にそれぞれ15万円加算

※2 配偶者の年齢が70歳以上の場合の控除額（年齢は原則年末時点で判定）

参考：国税庁「令和7年分 年末調整のしかた」他

インボイス発行事業者の登録をやめる手続き

インボイス制度が開始されてから2年が経過し、現場では制度運用も安定してきました。一方で、インボイス発行事業者としての登録を取りやめたいと考える事業者も出てきています。ここでは、登録の取消しに関する手続きと注意点を整理します。

登録取消しには届出が必要

登録をやめるには、原則として「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を税務署に提出する必要があります。

提出期限に注意

登録の効力が失われるのは、原則、届出書を提出した日の翌課税期間の初日です。ただしその効力を得るには、**翌課税期間の初日(=失効日)から起算して15日前までに届出書を提出**する必要があります。

例①：令和8年1月1日から登録をやめたい個人事業者の場合
届出書の提出期限：令和7年12月17日

この期限を過ぎて提出した場合には、失効日は翌々課税期間の初日となり、1課税期間遅れます。

例②：個人事業者が令和7年12月20日に届出書を提出した場合
登録失効日：令和9年1月1日(原則)

多くの届出書は、提出期限に相当する日が土日祝日などの閉庁日であった場合には、翌開庁日が提出期限となりますが、この届出書は閉庁日であっても、同日がそのまま提出期限となる点にも注意が必要です。

2年縛りに注意

消費税の免税事業者がインボイス発行事業者となった場合は、原則、2年間は免税事業者に戻ることができません。登録失効後も強制的に課税事業者となる場合があります。

例③：免税事業者である個人事業者が令和7年1月1日にインボイス発行事業者の登録を受け、令和8年1月1日に登録失効した場合
免税事業者：令和9年1月1日から



なお、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者が登録失効後に免税事業者となるには、「消費税課税事業者選択不適用届出書」の提出が必要です。

一定の場合は異なる届出書

次のような事由により登録をやめる場合は、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」ではなく、それぞれのケースに応じた別の届出書を提出します。

個人事業者	<ul style="list-style-type: none">● 死亡● 事業廃止(死亡以外)
法人	<ul style="list-style-type: none">● 清算終了● 合併による消滅

2025年度の最低賃金

今年度の地域別最低賃金は、過去最高の引き上げ幅となり、初めて全都道府県で1,000円を上回りました。公示日から発効日まで、かなり長い期間が設定されている県が多いことも、今回の特徴です。

2種類ある最低賃金

最低賃金には、大幅引き上げが話題となった「地域別最低賃金」の他に、「特定（産業別）最低賃金」があります。これは、特定地域内の特定産業について定められる最低賃金です。都道府県により特定産業が異なり、該当する場合には注意が必要です。両方が同時に適用される

場合は、高い方の最低賃金額が適用されます。

2025年9月1日時点で224の特定最低賃金があり、その多くについて、改定後の地域別最低賃金の方が高くなるという結果となりました。今後、この地域別最低賃金を超える特定最低賃金が出てくることもあります。改定情報にご注意ください。

2025年度地域別最低賃金 全国一覧（円）

都道府県	地域別最低賃金		引上額	発効日	都道府県	地域別最低賃金		引上額	発効日
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	1,010	1,075	65	2025年10月4日	滋賀	1,017	1,080	63	2025年10月5日
青森	953	1,029	76	2025年11月21日	京都	1,058	1,122	64	2025年11月21日
岩手	952	1,031	79	2025年12月1日	大阪	1,114	1,177	63	2025年10月16日
宮城	973	1,038	65	2025年10月4日	兵庫	1,052	1,116	64	2025年10月4日
秋田	951	1,031	80	2026年3月31日	奈良	986	1,051	65	2025年11月16日
山形	955	1,032	77	2025年12月23日	和歌山	980	1,045	65	2025年11月1日
福島	955	1,033	78	2026年1月1日	鳥取	957	1,030	73	2025年10月4日
茨城	1,005	1,074	69	2025年10月12日	島根	962	1,033	71	2025年11月17日
栃木	1,004	1,068	64	2025年10月1日	岡山	982	1,047	65	2025年12月1日
群馬	985	1,063	78	2026年3月1日	広島	1,020	1,085	65	2025年11月1日
埼玉	1,078	1,141	63	2025年11月1日	山口	979	1,043	64	2025年10月16日
千葉	1,076	1,140	64	2025年10月3日	徳島	980	1,046	66	2026年1月1日
東京	1,163	1,226	63	2025年10月3日	香川	970	1,036	66	2025年10月18日
神奈川	1,162	1,225	63	2025年10月4日	愛媛	956	1,033	77	2025年12月1日
新潟	985	1,050	65	2025年10月2日	高知	952	1,023	71	2025年12月1日
富山	998	1,062	64	2025年10月12日	福岡	992	1,057	65	2025年11月16日
石川	984	1,054	70	2025年10月8日	佐賀	956	1,030	74	2025年11月21日
福井	984	1,053	69	2025年10月8日	長崎	953	1,031	78	2025年12月1日
山梨	988	1,052	64	2025年12月1日	熊本	952	1,034	82	2026年1月1日
長野	998	1,061	63	2025年10月3日	大分	954	1,035	81	2026年1月1日
岐阜	1,001	1,065	64	2025年10月18日	宮崎	952	1,023	71	2025年11月16日
静岡	1,034	1,097	63	2025年11月1日	鹿児島	953	1,026	73	2025年11月1日
愛知	1,077	1,140	63	2025年10月18日	沖縄	952	1,023	71	2025年12月1日
三重	1,023	1,087	64	2025年11月21日					

参考：厚生労働省「必ずチェック 最低賃金」<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

2024年の産業別年末賞与支給状況

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは参考情報として、厚生労働省の調査結果※から主な産業別に、昨年（2024年）の年末賞与の支給状況をみていきます。

1人平均支給額は増加

上記調査結果から、2024年の年末賞与支給労働者1人平均支給額（以下、1人平均支給額）などを主な産業・事業所規模別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計（以下、全体）の1人平均支給額は、5～29人が28.9万円で前年比4.9%の増加、30～99人は37.3万円で同6.3%の増加

となりました。2023年は、5～29人が前年比0.3%の増加、30～99人が前年比1.1%の減少でした。

全体のきまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も1ヶ月を超えています。ここ数年は、こうした状況が続いています。

全体の支給事業所数割合は、5～29人が75.1%、30～99人は92.1%で、2023年よりも高くなりました。

2024年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など（1）

産業	支給労働者1人平均支給額（千円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
調査産業計	289	4.9	373	6.3	1.05	1.17	75.1	92.1
建設業	394	10.2	599	16.1	1.12	1.48	80.4	95.2
総合工事業	377	8.5	632	18.6	1.10	1.48	84.1	94.0
職別工事業	288	-1.8	470	10.1	0.89	1.37	70.5	100.0
設備工事業	506	16.9	592	14.6	1.34	1.52	83.5	96.0
製造業	297	4.0	441	12.7	1.00	1.25	76.0	93.2
消費関連製造業	243	25.9	310	8.5	0.86	1.01	64.9	88.0
素材関連製造業	323	7.2	452	4.0	1.07	1.38	83.6	95.7
機械関連製造業	312	-13.6	550	25.6	1.02	1.32	78.3	95.7
食料品・たばこ	244	37.6	324	16.0	0.89	1.06	64.2	87.9
繊維工業	179	-10.3	239	-3.8	0.83	0.90	51.1	82.2
木材・木製品	350	37.0	349	2.1	1.18	1.19	79.9	95.2
家具・装備品	192	-17.1	309	10.2	0.70	1.01	87.8	89.7
パルプ・紙	224	-1.2	443	15.1	0.95	1.40	85.3	95.2
印刷・同関連業	251	15.5	302	-9.8	0.76	0.88	70.6	93.5
化学、石油・石炭	654	25.2	623	3.5	1.70	1.68	78.2	92.5
プラスチック製品	223	-5.7	370	11.7	0.86	1.21	78.0	96.9
ゴム製品	221	-32.5	354	-9.3	1.00	1.21	69.1	95.1
窯業・土石製品	331	-3.4	449	5.1	1.08	1.34	80.0	100.0
鉄鋼業	511	57.4	513	-8.4	1.32	1.49	91.5	98.3
非鉄金属製造業	324	-3.2	500	0.1	1.03	1.47	86.6	93.5
金属製品製造業	279	2.6	428	2.2	0.98	1.35	88.9	95.3
はん用機械器具	306	-36.3	367	-7.9	1.02	1.16	90.6	94.6
生産用機械器具	302	-4.4	474	-13.3	0.96	1.25	85.1	99.3
業務用機械器具	165	-57.0	436	2.8	0.70	1.32	61.4	93.9
電子・デバイス	371	33.8	355	-3.7	1.42	1.25	57.7	89.2
電気機械器具	434	24.6	362	-8.9	1.23	1.17	76.1	96.3
情報通信機械器具	245	-55.2	395	21.7	0.82	1.18	70.4	86.4
輸送用機械器具	272	-26.3	1,032	155.7	0.90	1.72	79.3	97.0
その他の製造業	325	58.6	326	7.4	1.01	1.08	70.4	88.2

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2024年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など（2）

産業	支給労働者1人平均支給額（千円、%）				きまって支給する給与に対する支給割合（ヶ月）		支給事業所数割合（%）	
	5～29人	前年比	30～99人	前年比	5～29人	30～99人	5～29人	30～99人
電気・ガス・熱供給等	684	17.7	846	10.2	1.91	1.93	98.6	89.2
情報通信業	407	-15.4	488	-4.1	1.16	1.39	79.0	88.3
情報サービス業	440	-20.7	539	1.7	1.25	1.39	77.5	88.9
映像音声文字情報	367	-18.3	639	-10.6	0.99	1.54	71.3	80.4
運輸業、郵便業	286	-2.8	326	-6.7	0.98	0.92	76.9	88.8
道路旅客運送業	139	-70.6	199	4.2	0.65	0.65	53.2	93.1
道路貨物運送業	210	-4.9	244	-20.2	0.68	0.75	74.8	86.3
卸売業、小売業	297	-0.1	309	-5.6	1.02	0.97	74.9	91.3
卸売業	494	0.9	583	-1.1	1.48	1.54	86.1	94.6
繊維・衣服等卸売業	211	-33.0	373	-15.7	0.89	1.15	77.5	73.9
飲食料品卸売業	349	-16.7	459	1.1	1.02	1.28	83.1	95.3
機械器具卸売業	632	13.7	682	0.2	1.74	1.80	85.1	91.4
小売業	199	-0.4	152	3.9	0.80	0.65	70.5	89.5
各種商品小売業	47	19.4	78	-26.0	0.28	0.45	75.7	100.0
織物等小売業	158	-10.1	382	545.1	0.71	1.02	70.3	20.6
飲食料品小売業	68	-12.9	76	-7.1	0.45	0.47	40.8	91.8
機械器具小売業	459	-0.6	566	7.4	1.35	1.54	93.4	96.9
金融業、保険業	558	3.1	639	5.4	1.62	1.59	91.0	92.0
不動産業、物品賃貸業	499	10.5	441	5.9	1.51	1.27	81.9	93.4
不動産業	524	15.7	400	-3.5	1.59	1.19	77.7	94.6
物品賃貸業	449	0.3	541	28.8	1.34	1.42	91.6	91.3
学術研究等	434	-4.8	502	-16.2	1.31	1.46	82.9	92.5
専門サービス業	423	-0.2	425	-12.9	1.41	1.21	83.1	97.5
広告業	314	26.1	363	-14.5	0.99	1.05	72.2	72.0
技術サービス業	425	-5.8	483	-20.6	1.22	1.48	85.7	91.1
飲食サービス業等	56	21.8	76	13.2	0.41	0.43	51.1	84.8
宿泊業	172	75.7	120	5.8	0.74	0.59	57.5	80.5
飲食店	41	31.1	60	14.4	0.33	0.35	49.3	85.5
持ち帰り・配達飲食	76	-14.2	127	5.1	0.55	0.68	56.5	86.5
生活関連サービス業等	160	29.0	168	-5.4	0.75	0.75	58.2	85.3
娯楽業	123	20.3	172	6.2	0.68	0.80	72.8	88.4
教育、学習支援業	398	19.4	672	8.4	1.46	2.03	77.9	97.9
学校教育	518	7.4	692	9.3	1.73	2.06	95.2	98.7
他教育、学習支援	247	45.2	408	-14.2	1.20	1.42	66.2	86.2
その他のサービス業	323	-7.2	296	-0.3	1.16	0.95	78.5	85.4
廃棄物処理業	274	16.6	365	-5.5	0.97	1.17	84.5	95.8
自動車整備等	391	-4.1	612	8.6	1.17	1.52	81.3	96.3
職業紹介・派遣業	278	22.3	148	8.6	1.22	0.67	70.5	64.2
他の事業サービス	273	-26.5	275	-3.3	0.99	0.83	74.5	88.7

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2ヶ月を超える産業も

産業別の1人平均支給額をみると、5～29人では電気・ガス・熱供給等の68.4万円が、30～99人では輸送用機械器具製造業の103.2万円が最も高くなりました。なお2023年には、100万円を超える産業はありませんでした。

きまって支給する給与に対する支給割合は、

30～99人では2ヶ月を超える産業がありました。5～29人では電気・ガス・熱供給等の1.91ヶ月が最も高くなっています。

支給事業所数割合は、30～99人では80%以上、5～29人では50%以上の産業が大半を占めています。

今年の年末賞与は、どのような結果になるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合（支給月数）の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。他の規模のデータなど詳細は、次のURLのページ内の全国調査（年末賞与の結果）から確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

年末年始の休みを取引先へ通知するとともに、取引先の休みを確認し、納期忘れ、資金の回収もれがないように心がけましょう。

01 年末調整の実施



今年の年末調整では税制改正への対応も求められます。そろそろ資料を回収し、添付もれのチェックや入力作業を行っている方も多いことでしょう。従業員数の多い会社では、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

02 給与の源泉徴収 「扶養親族等の数」等に注意



給与の源泉徴収は、1月から新しい年がスタートします。令和8年は、令和7年度税制改正による変更点に注意が必要です。「扶養親族等の数」の計算に影響する改正の他、源泉徴収税額表も改正されています。記載事項に変更がないかどうか、必ず令和8年分の扶養控除等申告書で確認し、令和8年分の源泉徴収税額表を準備しましょう。

また当年分の締めくりとして、給与所得の源泉徴収票の作成と交付、法定調書合計表の作成（提出期限は2026年2月2日）に向けた準備を早めに行いましょう。

03 賞与支払届の提出



賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所（健康保険組合に加入している場合は健康保険組合）へ届け出る必要があります。

04 健康保険証の経過措置終了



マイナ保険証への移行に伴い2024年12月2日以降、健康保険証の新規発行は終了しましたが、有効期限内の健康保険証は1年間に限り使用可能とする経過措置が設けられていました。しかし、この経過措置も終了となり、2025年12月2日以降は従来の健康保険証は使用できなくなりますのでご注意ください。

05 仕事納めの段取り確認



仕事納めまでの段取り、大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼などの最終確認をしましょう。納会を行う場合は、場所の手配や、飲食物の用意などをします。また取引先に年末の挨拶回りに行く場合は、この1年間に取引先に用事がなかったかどうか再確認し、失礼のないようにします。また休暇中の緊急連絡先、その他注意事項を社内に通知するとともに取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締りなどの保安措置もしましょう。

一方で、取引先の年末年始の休暇がいつになるのかを確認し、在庫調整や資金回収もれがないように心がけましょう。

06 お歳暮、年賀状の送付



あらかじめ手配しておいたお歳暮、年賀状を送付します。年賀状は元日に届くように、25日頃までには投函するようにしましょう（引受は12月15日から開始）。

07 年始の準備



年始行事の段取りを確認しましょう。

- 初出（式）・・・ 場所の確保、集合時間、挨拶の依頼、式次第の確認
- 年間カレンダー・・・ 年間行事の確認と、カレンダー作成
- 年始挨拶回り・・・ 挨拶先の確認

今月は、賞与の支給、年末調整、年末年始の休み等で資金繰りが窮する時期です。計画の確認をしつつ、日単位で資金繰りを管理しましょう。多くの会社で繁忙が予想されますので、体調にはくれぐれもお気をつけください。

日	曜日	六曜	項目
1	月	先負	
2	火	仏滅	
3	水	大安	障害者週間（～12月9日）
4	木	赤口	
5	金	先勝	
6	土	友引	
7	日	先負	大雪
8	月	仏滅	
9	火	大安	
10	水	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税等特別徴収分の納期限（11月分）
11	木	先勝	
12	金	友引	
13	土	先負	
14	日	仏滅	
15	月	大安	
16	火	赤口	
17	水	先勝	
18	木	友引	
19	金	先負	
20	土	大安	
21	日	赤口	
22	月	先勝	冬至
23	火	友引	
24	水	先負	
25	木	仏滅	
26	金	大安	
27	土	赤口	
28	日	先勝	
29	月	友引	
30	火	先負	
31	水	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（11月分）（1月5日期限）